

工事請負業者のみなさまへ

平成23年10月28日

四国中央市総務部管理課

## 中間前金払制度の導入について（お知らせ）

四国中央市では、市が発注する工事におきまして、請負者が希望された場合は、契約当初に請負金額の4割を「前払金」としてお支払いしておりますが、このたび、工事の中間段階におきまして、請負金額の2割を「中間前払金」としてさらに追加してお支払いする「中間前金払制度」を導入したのでお知らせします。

この中間前金払制度は、部分払時のように出来高検査を必要としないことから、工事現場がストップされることがなく、簡易な出来高査定と前払保証事業会社による保証によって迅速なお支払いが可能となります。つきましては、現場担当者の負担が軽減される等、発注者、受注者ともに経費の削減、事務の省力化につながりますので是非活用してください。

### 記

#### 1. 目的

厳しい経営環境下におかれている建設業の経営改善を図るため、請負業者の資金調達を円滑化し公共工事の適正な施行を促進します。

#### 2. 対象工事

請負金額が130万円以上で、当初の前金払がなされている工事が対象となります。

#### 3. 中間前金払の割合

請負金額の2割以内としますが、当初の前金払と合計して6割を超えることはできません。

#### 4. 支払要件 . . . \* 地方自治法施行規則附則第3条第3項による。

次の要件をすべて満たしている場合に請求することができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。（\*出来高が50%以上であること。）

#### 5. 申請・請求等の手続き

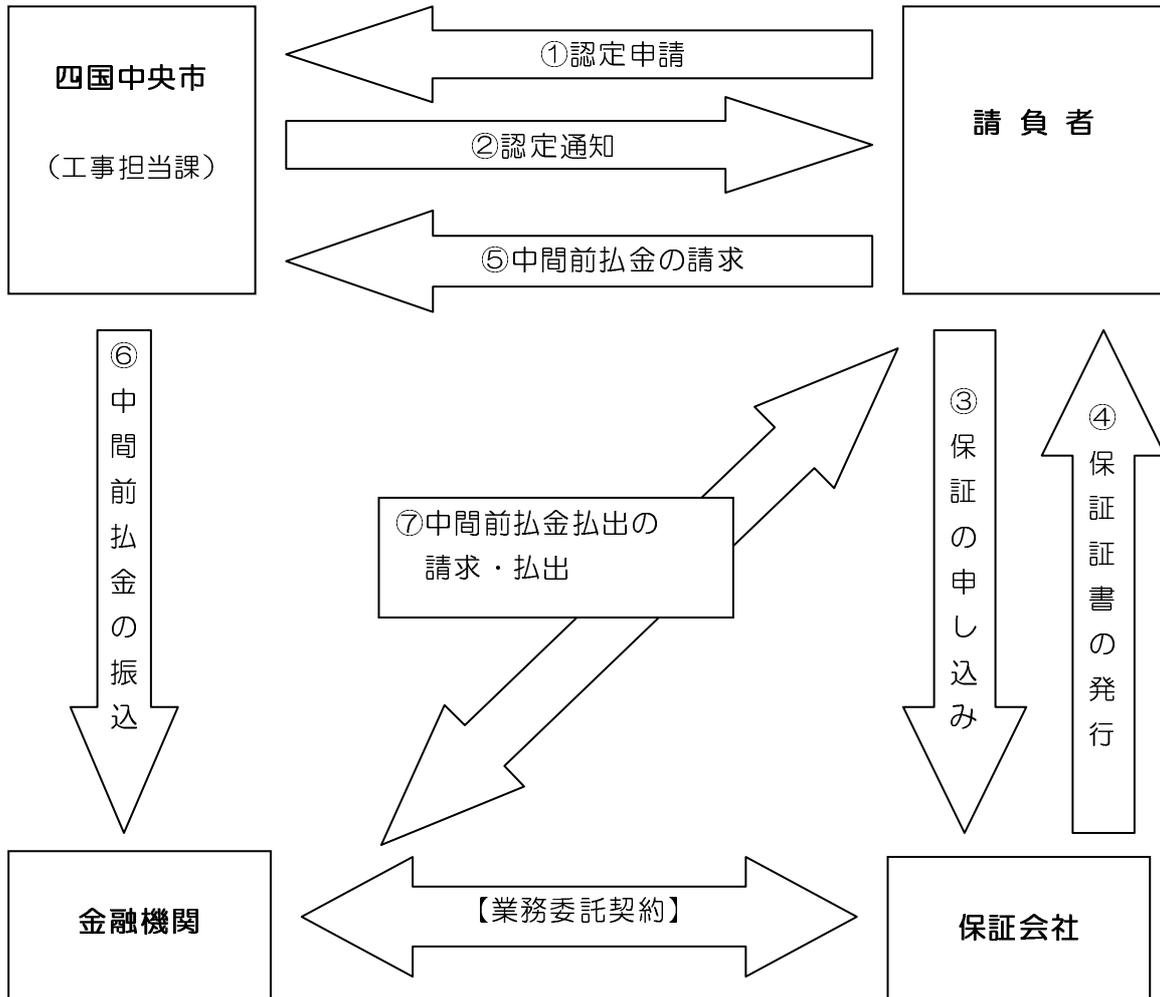
前金払にかかる事務手続きは、「四国中央市建設工事請負代金中間前金払実施要綱」及び「中間前金払の認定にかかる事務取扱要領」に基づき実施します。

概略は、「中間前金払にかかる手続きのながれ」をご覧ください。

#### 6. 適用時期

平成21年4月1日から施行しております。なお、債務負担行為や繰越事業により、施行日において既に契約を締結している工事も対象となります。

## 中間前金払にかかる手続きのながれ



### <手続き>

1. 認定の申請 . . . 上記①  
 中間前払金を請求しようとする請負者は、「中間前金払認定申請書」（以下「申請書」という。）に工事履行報告書等必要な書類を添えて、四国中央市の工事担当課（以下「市」という。）へ提出する。
2. 調査と認定通知書の交付 . . . 上記②  
 市は、申請書等により要件を確認し、中間前金払認定通知書（以下「通知書」という。）を請負者に交付する。
3. 保証の申し込み . . . 上記③・④  
 請負者は、通知書をもって保証会社に申し込み、保証証書の発行を受ける。
4. 市への請求 . . . 上記⑤  
 請負者は、保証証書に請求書を添え、市へ中間前払金の請求を行う。
5. 中間前払金の振込み . . . 上記⑥・⑦  
 市は、請負者が指定する前金払口座へ振り込み、請負者は払出しを受ける。